

○財務省、厚生労働省、  
○農林水産省、経済産業省、告示第三号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第二項第一号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率（平成八年十二月大蔵省、厚生省、告示第三号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

表規則第四条第四号に規定する分別基準適合物の項中「一〇〇分の八九・七四」を「一〇〇分の八九・三三」に改め、同表規則第四条第六号に規定する分別基準適合物の項中「二〇〇分の九三・四四」を「二〇〇分の九三・八二」に改める。

○財務省、厚生労働省、  
○農林水産省、経済産業省、告示第四号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第二項第二号イの規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号イに規定する主務大臣が定める比率（平成八年十二月大蔵省、厚生省、告示第四号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

一〇〇分の五二・五三
一〇〇分の一・二六
一〇〇分の二四・三二
一〇〇分の一・八五
一〇〇分の一・六〇
一〇〇分の〇・四四
一〇〇分の四・三六
一〇〇分の四八・三二
一〇〇分の一四・六八
一〇〇分の三二・八五
一〇〇分の〇・二三
一〇〇分の〇・五六
一〇〇分の四・三四
一〇〇分の一四・七〇

一〇〇分の五六・〇九
一〇〇分の一六・三七
一〇〇分の二四・二〇
一〇〇分の一・四四
一〇〇分の一・五二
一〇〇分の〇・三八
一〇〇分の二・九八
一〇〇分の五一・九二
一〇〇分の一七・五八
一〇〇分の二六・九一
一〇〇分の〇・一五
一〇〇分の〇・四六
一〇〇分の六・〇四
一〇〇分の一・五八

財務大臣	麻生	太郎
厚生労働大臣	塩崎	恭久
農林水産大臣	林	芳正
経済産業大臣	宮沢	洋一
環境大臣	望月	義夫
財務大臣	麻生	太郎
厚生労働大臣	塩崎	恭久
農林水産大臣	林	芳正
経済産業大臣	宮沢	洋一
環境大臣	望月	義夫

表中

一〇〇分の七八・二〇
一〇〇分の〇・七六
一〇〇分の一・五四
一〇〇分の〇・四六
一〇〇分の三五・七九
一〇〇分の五・七九
一〇〇分の四・三一
一〇〇分の四・八三
一〇〇分の二・二三
一〇〇分の二・一二
一〇〇分の一・一〇
一〇〇分の三二・八三
一〇〇分の四・六五
一〇〇分の九二・七六
一〇〇分の二・五九
一〇〇分の五五・四四
一〇〇分の四・七一
一〇〇分の〇・二二
一〇〇分の六・六八
一〇〇分の二・〇九
一〇〇分の五・四三
一〇〇分の一・一〇

を

一〇〇分の七九・四六
一〇〇分の〇・二四
一〇〇分の一・二六
一〇〇分の〇・四二
一〇〇分の三八・一五
一〇〇分の五・八九
一〇〇分の三・六一
一〇〇分の四・七八
一〇〇分の二・〇八
一〇〇分の二・一五
一〇〇分の一・七二
一〇〇分の三〇・六二
一〇〇分の三・八七
一〇〇分の九三・四四
一〇〇分の二・六九
一〇〇分の五五・四七
一〇〇分の五・三七
一〇〇分の〇・二三
一〇〇分の六・二五
一〇〇分の一・七九
一〇〇分の四・九七
一〇〇分の一五・六一
一〇〇分の一〇・三一

に改める。

○財務省、厚生労働省、  
○農林水産省、経済産業省、告示第五号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第二項第二号ロの規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ロに規定する主務大臣が定める率（平成八年十二月大蔵省、厚生省、告示第五号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

財務大臣	麻生	太郎
厚生労働大臣	塩崎	恭久
農林水産大臣	林	芳正
経済産業大臣	宮沢	洋一
環境大臣	望月	義夫